陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書
（買受申出人（**個人**）本人用）

大阪地方裁判所執行官　殿

事件番号	□平成 □令和　年（　）第　号	物件番号	

陳述

私は、暴力団員等ではありません。

私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。

□　自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。（注意書９参照）
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

（陳述書作成日）令和　年　月　日

買受申出人（個人）			
本人	住所	〒　－	
	（フリガナ）		
	氏名		㊞
	性別	□ 男性　□ 女性	
	生年月日	□昭和 □平成 □西暦　年　月　日	

注　意

1　陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください（鉛筆書き不可）。
2　事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
3　本用紙は、買受申出人が個人の場合のものです。法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合（未成年者の親権者など）は、買受申出人（個人）法定代理人用の用紙を用いてください。
4　共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
5　「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者」を指します。
6　陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書（住民票等）を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
7　氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
8　**買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。**
9　自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
10　**提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む）の訂正や追完はできません。**
11　**虚偽の陳述をした場合には、６月以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処せられることがあります（民事執行法213条）。**

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書
（買受申出人（**法人**）代表者用）

大阪地方裁判所執行官　殿

事件番号	□平成 □令和　年（　）第　号	物件番号	

陳述

当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。

□　自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。（注意書９参照）
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

（陳述書作成日）令和　年　月　日

買受申出人（法人）			
代表者	法人の所在地	〒　－	
	法人の名称		
	代表者氏名		㊞
	役員	別紙「買受申出人（法人）の役員に関する事項」のとおり	

注　意

1　陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください（鉛筆書き不可）。
2　事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
3　本用紙は、買受申出人が法人の場合のものです。個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
4　共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
5　「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者」を指します。
6　陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
7　所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書（代表者事項証明、全部事項証明等）のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
8　**買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。**
9　自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
10　**提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む）の訂正や追完はできません。**
11　**虚偽の陳述をした場合には、６月以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処せられることがあります（民事執行法213条）。**

（別紙）
※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人（法人）の役員に関する事項

1 □代表者	住所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏名	
	性別	□ 男性　□ 女性
	生年月日	□昭和 □平成 □西暦　年　月　日
2	住所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏名	
	性別	□ 男性　□ 女性
	生年月日	□昭和 □平成 □西暦　年　月　日
3	住所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏名	
	性別	□ 男性　□ 女性
	生年月日	□昭和 □平成 □西暦　年　月　日
4	住所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏名	
	性別	□ 男性　□ 女性
	生年月日	□昭和 □平成 □西暦　年　月　日

注　意

1　買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
2　役員全員（代表者を含む）の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
3　役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書（住民票等）の添付は不要です。
4　役員が５人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
5　**提出後の本書面の訂正や追完はできません。**

令和　７年（ケ）第　　４８７号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１０日
大阪地方裁判所第１４民事部
裁判所書記官　木　下　竜　哉

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１１月２５日　午前　９時００分から 令和　８年１２月　２日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月　８日　午前　９時３０分 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎３階開札場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　８年１２月２３日　午前１０時００分 大阪地方裁判所第１４民事部
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによります。 （１）当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り，買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため，令和　８年１１月１０日午前９時から入札期間最終日午後４時３０分まで物件明細書，現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎３階物件明細閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	5, 640, 000 4, 512, 000	一括	1, 128, 000	30, 073	6, 443
1	2, 950, 000				
2	2, 690, 000				
備考					

令和　7年（ケ）第　　４８７号

物　件　目　録

1　所　　在　　豊中市春日町一丁目６番地

家屋　番号　　６番

種　　類　　居宅

構　　造　　木造瓦葺２階建

床　面　積　　１階　４０．０９平方メートル
２階　３９．６６平方メートル

（現況）

構　　造　　木造スレート葺２階建

床　面　積　　１階　約５８．６０平方メートル
２階　約５８．１７平方メートル

共有者　A　持分４分の１
共有者　B　持分４分の１
共有者　C　持分４分の１
共有者　D　持分４分の１

2　所　　在　　豊中市春日町一丁目６番地

家屋　番号　　６番の２

種　　類　　居宅・倉庫

構　　造　　木造瓦葺３階建

床　面　積　　１階　４９．８４平方メートル
２階　５２．３９平方メートル
３階　２５．０３平方メートル

（現況）

構　　造　　木造スレート葺３階建

床　面　積　　１階　　４９．８４平方メートル
２階　　５２．３９平方メートル
３階　約４５．１９平方メートル

3ページ

令和　7年（ケ）第　　４８７号

物　件　目　録

共有者　E　持分２分の１
共有者　F　持分２分の１

令和　7年（ケ）第　　４８７号

物　件　明　細　書

令和　8年　6月２９日
大阪地方裁判所第１４民事部
裁判所書記官　木　下　竜　哉

1　不動産の表示
【物件番号１，２】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号１，２】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号１】
１階部分をＩが、２階部分をＥが占有している。同人らの占有権原はいずれも使用借権と認められる。
【物件番号２】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
【物件番号１，２】
本件建物のために、その敷地（地番５番１の一部　地積約１６３．２７平方メートル、所有者G）につき借地権が存する。買受人は、地主の承諾又は裁判等を要する。
【物件番号１】
賃借権設定仮登記（平成１３年７月２３日受付第１９１５０号　権利者Ｊ）は、本執行手続では抹消しない。

《注　　意　　書》

1　本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調

査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。

3　買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　7年（ケ）第　　４８７号

物　件　目　録

1　所　　在　　豊中市春日町一丁目６番地

家屋　番号　　６番

種　　類　　居宅

構　　造　　木造瓦葺２階建

床　面　積　　１階　４０．０９平方メートル
２階　３９．６６平方メートル

（現況）

構　　造　　木造スレート葺２階建

床　面　積　　１階　約５８．６０平方メートル
２階　約５８．１７平方メートル

共有者　A　持分４分の１
共有者　B　持分４分の１
共有者　C　持分４分の１
共有者　D　持分４分の１

2　所　　在　　豊中市春日町一丁目６番地

家屋　番号　　６番の２

種　　類　　居宅・倉庫

構　　造　　木造瓦葺３階建

床　面　積　　１階　４９．８４平方メートル
２階　５２．３９平方メートル
３階　２５．０３平方メートル

（現況）

構　　造　　木造スレート葺３階建

床　面　積　　１階　　４９．８４平方メートル
２階　　５２．３９平方メートル
３階　約４５．１９平方メートル

令和　7年（ケ）第　　４８７号

物　件　目　録

共有者　E　持分２分の１
共有者　F　持分２分の１

令和７年(ケ)第４８７号
令和８年３月２日受理
令和　年　月　日提出
8.6.-5

現況調査報告書

大阪地方裁判所
執行官　平　島　武　彦

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和　7年（ケ）第　　４８７号

物　件　目　録

１　所　　在　　豊中市春日町一丁目６番地

家屋　番号　　６番

種　　類　　居宅

構　　造　　木造瓦葺２階建

床　面　積　　１階　４０．０９平方メートル
２階　３９．６６平方メートル

共有者　Ａ　持分４分の１
共有者　Ｂ　持分４分の１
共有者　Ｃ　持分４分の１
共有者　Ｄ　持分４分の１

２　所　　在　　豊中市春日町一丁目６番地

家屋　番号　　６番の２

種　　類　　居宅・倉庫

構　　造　　木造瓦葺３階建

床　面　積　　１階　４９．８４平方メートル
２階　５２．３９平方メートル
３階　２５．０３平方メートル

共有者　Ｅ　持分２分の１
共有者　Ｆ　持分２分の１

（建物用〈複数〉）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	豊中市春日町１丁目３－３２
建物	物件１
種類，構造及び床面積の概略	□公簿上の記載とほぼ同一である ■公簿上の記載と次の点が異なる（■主たる建物　□附属建物） □種　類： ■構　造：木造スレート葺２階建 ■床面積：１階約58.6㎡、２階約58.17㎡
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	□建物所有者　■その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ■「占有者及び占有権原」のとおり
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　支部　令和　年（　）第　号 保管開始日　令和　年　月　日
敷地	「目的外土地の概況」のとおり
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり
住居表示	豊中市春日町１丁目３－３２
建物	物件２
種類，構造及び床面積の概略	□公簿上の記載とほぼ同一である ■公簿上の記載と次の点が異なる（■主たる建物　□附属建物） □種　類： ■構　造：木造スレート葺３階建 ■床面積：３階約45.19㎡
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　□その他の者 上記の者が本建物を住居・倉庫として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　支部　令和　年（　）第　号 保管開始日　令和　年　月　日
敷地	「目的外土地の概況」のとおり
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原（物件１関係）

占有範囲		□全部 ■１階部分	□全部 ■２階部分
占有者		□債務者 ■I	□債務者 ■E
占有状況		□敷地 □駐車場 □ ■居宅 □事務所 □店舗 □倉庫	□敷地 □駐車場 □ ■居宅 □事務所 □店舗 □倉庫
関係人の陳述及び提示文書の要旨		■陳述（■E（物件２の所有者）） □文書（□ ）	■陳述（■E（物件２の所有者）） □文書（□ ）
占有権原		□賃借 ■使用借 □転借 □	□賃借 ■使用借 □転借 □
占有開始時期		令和５年ころ	平成１０年ころ
最初の契約等	契約日	年 月 日	年 月 日
	期間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
更新の種別		□合意更新 □自動更新 □法定更新	□合意更新 □自動更新 □法定更新
現在の契約等	期間	年 月 日から □平成 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし	年 月 日から □平成 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
契約等当事者	貸主	□所有者 □その他（ ）	□所有者 □その他（ ）
	借主	□占有者 □その他（ ）	□占有者 □その他（ ）
賃料・支払時期		毎 金 円 （毎 限り 分払） □前払（ ） □相殺（ ）	毎 金 円 （毎 限り 分払） □前払（ ） □相殺（ ）
敷金・保証金		□ない □ある ┌□敷金 □保証金 └金 円	□ない □ある ┌□敷金 □保証金 └金 円
特約等		□譲渡転貸可 □	□譲渡転貸可 □
その他			
執行官の意見		■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり	■上記のとおり □下記のとおり □ 「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

目的外土地の概況（物件１，２関係）

所在	豊中市春日町１丁目
地番	５番１
地目	■宅地　□山林　□雑種地　□畑　□田　□
地積	１１４２．７０平方メートル（□全部　■約１６３．２７平方メートル）
所有者	□建物所有者　■その他の者（G）
その他の事項	「その他の事項」のとおり

■関係人（■E（物件２の所有者）　■近畿ハウス株式会社）の陳述／■提示文書（土地賃貸借契約書）の要旨

占有権原		□所有権　□地上権　■賃借権　□使用借権　□
占有開始時期		不詳
最初の契約等	契約日	不詳
	期間	不詳
更新の種別		□合意更新　□自動更新　■法定更新
現在の契約等	期間	平成１９年１月１日から　■令和８年１２月３１日まで　２０年間 □期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■土地所有者　□その他の者（　　）
	借主	■建物所有者　□その他の者（　　）
地代・支払時期等		毎月　金24,690円（毎月末日限り　翌月分支払）
地代前払		■ない　□ある（金　　円　　分まで）
敷金・保証金		■ない　□ある（□敷金　　円　□保証金　　円）
特約等		
地代滞納		■ない　□ある（平成　年　月　日現在　金　　円）
契約解除		■ない　□ある（　　）
訴訟提起等		■ない □ある　[□係属中　□終局（地方裁判所　支部　平成　年（　）第　号　　）]
その他		
執行官の意見		□上記のとおり　■「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1　表札等の表示

⑴　目的建物（物件１）

ア　表札　　Hの氏名

イ　郵便受け　E及びIの姓

⑵　目的建物（物件２）

ア　表札　　見当たらない

イ　郵便受け　見当たらない

2　目的外土地の現況について

⑴　目的外土地のうち目的建物の借地部分の形状は概ね土地建物位置関係図のとおりである。目的建物の敷地は、目的外土地の北西部分であり、目的外土地は、目的建物以外にも複数の建物の敷地等となっている。

⑵　目的外土地は、建築基準法上の道路に接面している。

3　目的建物の現況について

⑴　目的建物（物件１）と目的建物（物件２）は、接着した状態にあり、一体の建物として使用されている。

⑵　形状は、概ね間取略図のとおりである。目的建物（物件１）の１階及び２階、目的建物（物件２）３階に未登記増築部分がある。

⑶　目的建物は、物件２部分に雨漏りによる天井の損傷が見受けられるほか、経年相当の劣化、損耗が認められる。目的建物（物件１）の１階部分で犬が１匹飼育されていたが、強い動物臭は感じられなかった。

⑷　目的建物内部には、家財道具、日用品等の動産類が存在する。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
所有者E	1　目的建物（物件１）の所有者（共有者）は４人とも私の亡父Hの孫です。目的建物（物件２）の所有者（共有者）Fは、Hの子の配偶者です。 2　目的建物のうち、物件１の１階は私の亡父Hの配偶者であるIが、２階は私が使用しています。従前、私の亡父Hも同居していましたが、３年前に亡くなったため、１階部分はIが１人で使用するようになったものです。私もIも物件１の所有者との間に目的建物の使用に関する契約はなく、無償で使用しているものです。 3　目的建物（物件２）の大部分は、亡父Hの物がそのまま置いてある状態です。 4　目的建物（物件２）の２階の雨漏り跡は、２年くらい前に３階のサッシから水が浸入したもので、修理済みです。目的建物（物件１）の１階で飼育されている犬は、Iが五、六年前から飼っているものです。前には猫も飼育していました。 5　目的建物の敷地は借地であり、目的建物双方（物件１及び２）の分として、毎月24,690円を支払っています。契約に関する事項は、提示した契約書等に記載されている以上のことは分かりません。 6　目的建物（物件１）の増築は、平成１０年頃には行われていたと思います。目的建物（物件２）の３階部分の増築は、５０年以上前に行われたものです。 7　目的建物（物件１）に賃借権設定仮登記を設定しているJは、亡父Hの弟です。Jは２０年以上前に亡くなっており、登記がされている経緯は分かりません。
近畿ハウス株式会社 代表者	1　当社は、目的外土地の所有者Gからの委託を受けて、目的建物の敷地部分の土地について管理をしています。今回の照会書への回答も、Gから依頼を受けて行ったものです。 2　目的建物は、借地権設定後の平成１５年に贈与されていますが、この段階で新たに契約を結んだようなことはありません。従前の契約がそのまま続いているという認識です。 3　現在の地代は、月額24,690円となっていますが、合意書などはなく、口頭での合意と認識しています。 4　提出した契約書は昭和６２年のものなので、従前の契約を更新したものかもしれませんが、詳しいことは分かりません。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

目的外土地の占有について

1　目的建物は、いずれも目的外土地を賃借して建築されているところ、目的建物の建築時期が相当古いこと（物件１が昭和３８年、物件２が昭和４１年にそれぞれ保存登記されている。）、両建物の所有権が各別に何度も移転していること、借地に関する契約書が一部しか存在しないことから、従来及び現在の借地契約の内容に不明確な点がある。

2　提示された契約書のうち、最新のものは昭和６１年にHが賃借人として行ったものである。その後、平成１５年に目的建物が贈与されているが、この時点における借地に関する契約書は存在せず、目的外土地所有者においては借地権の譲渡が黙示に行われたことを前提とする陳述を行っている。また、現在、地代は、物件２の所有者（共有者）Eから支払いがなされており、目的外土地所有者Gにおいて異議なく受領されている。

3　以上を踏まえ、目的外土地の占有権原は、従前、Hが締結した賃貸借契約を基本として、目的建物の所有者が承継した賃借権であると認定した上で、「目的外土地の概況」欄を記載した。ただし、当初の契約がいつ、どのような内容で結ばれたものかは不明であるため、「占有開始時期」及び「最初の契約等」の各欄は不詳とし、現在の契約期間は、昭和６１年の契約が法定更新されたことを前提とした。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 3月 3日 13：50－14：10	豊中市役所	道路及び課税関係調査
8年 3月 3日 14：45－15：00	大阪法務局北出張所	公図等調査
8年 3月 3日 15：35－15：40	中之島図書館	物件確認
8年 3月 4日 13：20－13：35	物件所在地	物件及び占有確認（不在）、照会書投函
8年 3月 5日	執行官室	照会書送付（目的外土地所有者Ｇ）
8年 3月11日 8：50－9：00	大阪法務局池田出張所	図面等調査
8年 3月25日 8：35－9：35	大阪法務局池田出張所	登記申請書等調査
8年 3月27日	執行官室	照会書送付（関西電力送配電）
8年 4月17日 9：30－11：30	物件所在地	立入調査（評価人帯同）、所有者Ｅと面談

（特記事項）

□ 令和　　年　　月　　日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和　　年　　月　　日
目的物件は不在で施錠されていたので，立会人　　を立ち会わせ，技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

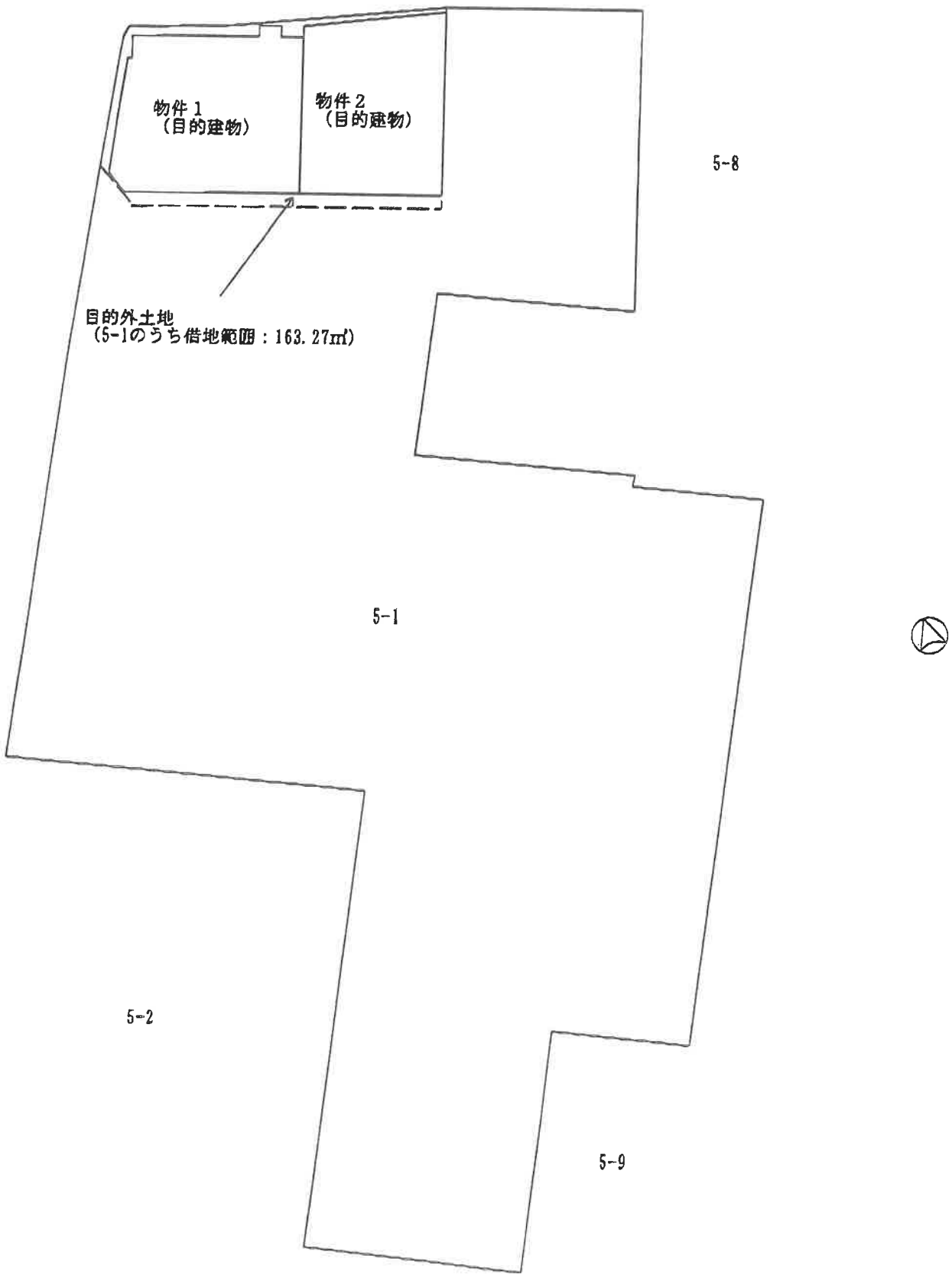
□ 令和　　年　　月　　日
休日・夜間執行許可の提示をした。

□

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

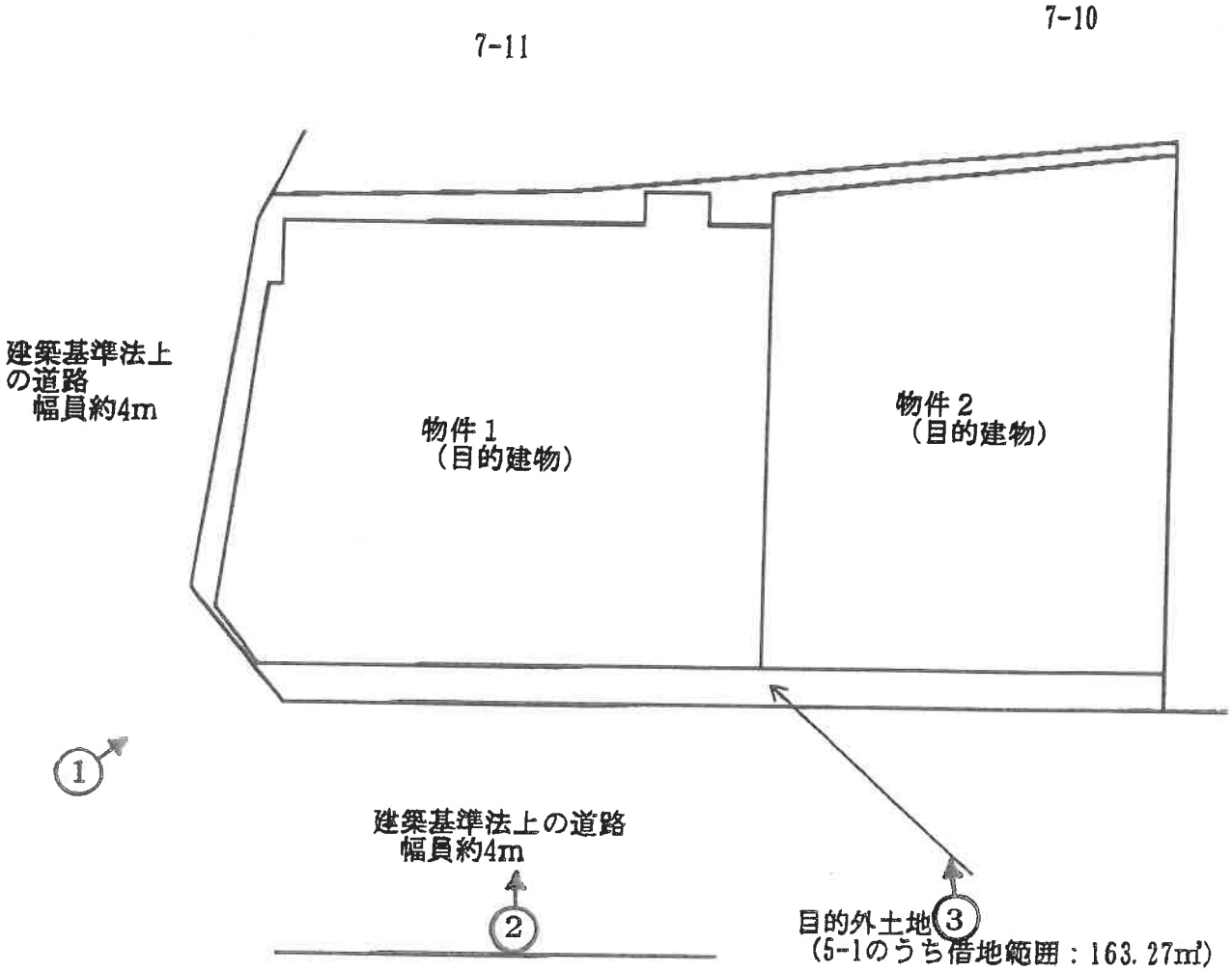
【土地建物位置関係図：目的外土地(5-1)全体図】

令和7年(ケ)第487号



【土地建物位置関係図】

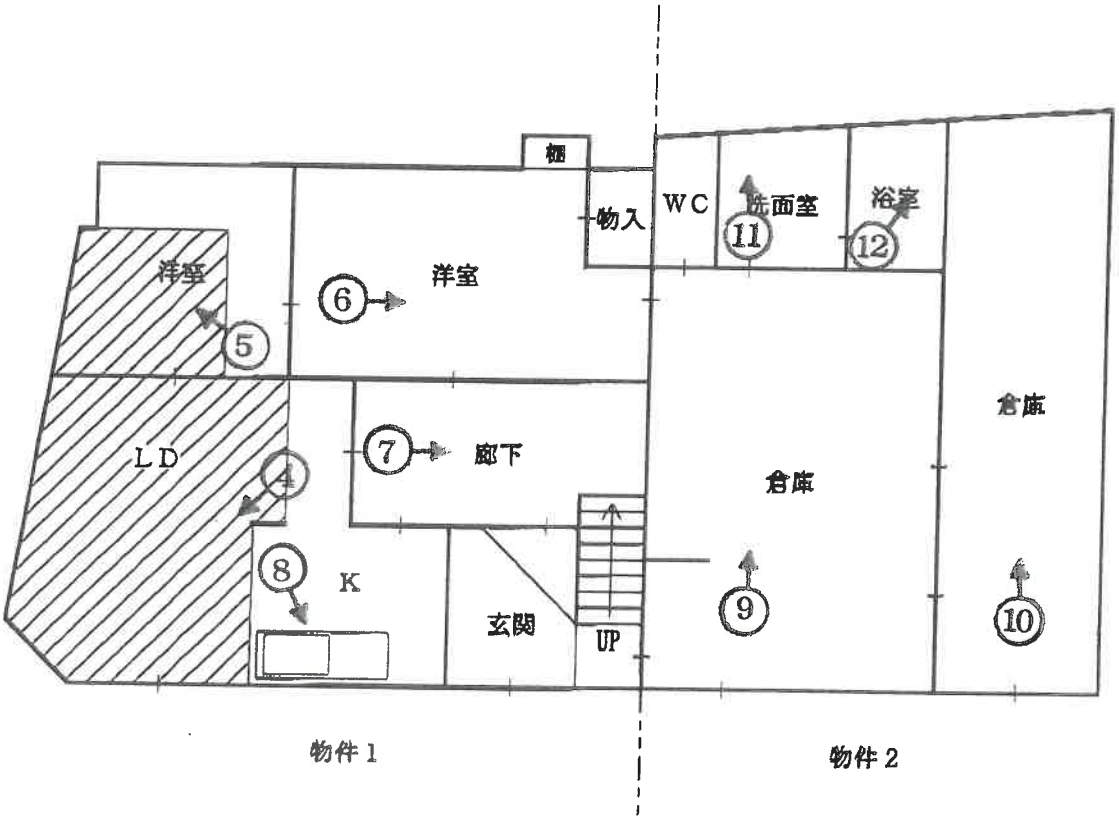
令和7年(ケ)第487号



(←○写真撮影場所・方向)

【間取略図：1階】

令和7年（ケ）第487号

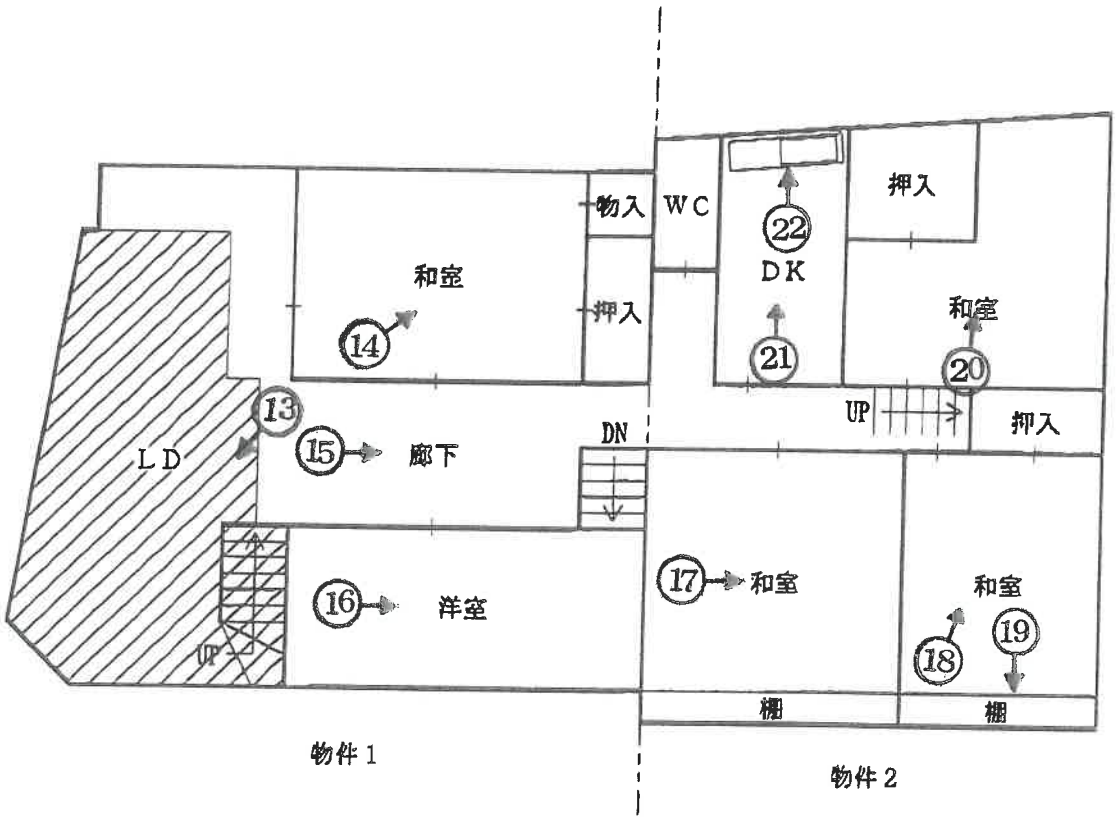


▨ …… 増築未登記部分（物件1：約18.51㎡）

（←○写真撮影場所・方向）

【間取略図：2階】

令和7年（ケ）第487号

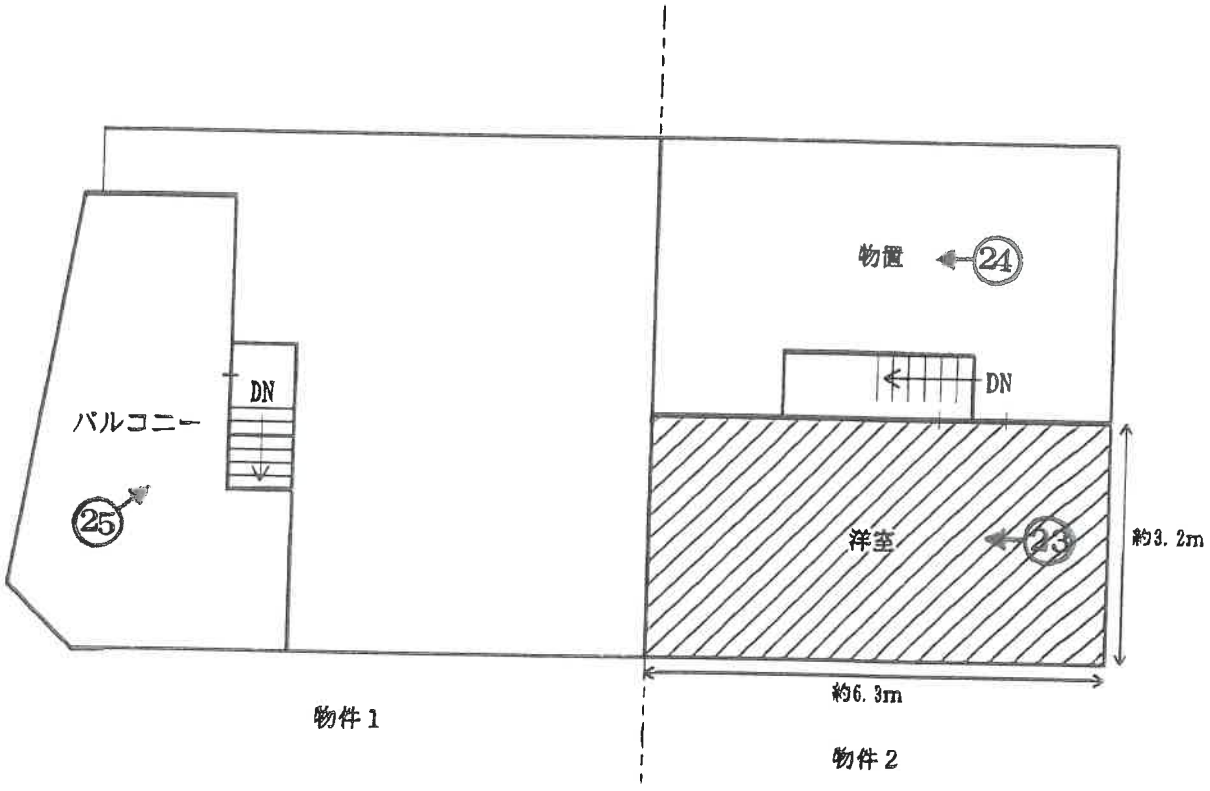


…… 増築未登記部分（物件1：約18.51㎡）

（←○写真撮影場所・方向）

【間取略図：3階・屋上】

令和7年（ケ）第487号



…… 増築未登記部分（物件2：約20.16㎡）

（←○写真撮影場所・方向）



①

目的建物全景



②

目的建物（物件1）



③

目的建物（物件2）



④
物件１



⑤
物件１



⑥
物件１



⑦
物件１



⑧
物件１



⑨
物件２



⑩
物件２



⑪
物件２



⑫
物件２



⑬
物件１



⑭
物件１



⑮
物件１



⑯
物件１



⑰
物件２



⑱
物件２



⑲
物件２
天井の雨漏り跡



⑳
物件２



㉑
物件２



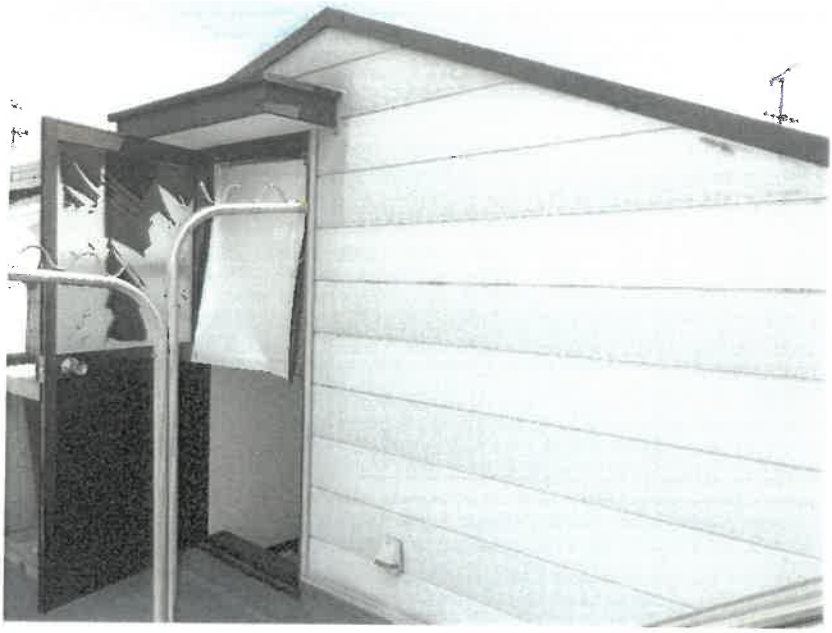
㉒
物件２



㉓
物件２



㉔
物件２



㉕

物件１
塔屋

令和　7年（ケ）第　　487号

求　意　見　書

立　入　健一郎　殿

令和　8年　9月16日
大阪地方裁判所第14民事部
裁判所書記官　木　下　竜　哉

別紙物件目録記載の不動産につき，売却基準価額を，別紙のとおり変更することについて，意見を求めます。

本書面を受け取った日から15日以内に，下記欄に記載をして提出してください。

意　見　書

売却基準価額の変更は，

(1) 相当である。

（2）不相当である。

（3）その他

令和 8年 9月 27日

評価人 立入健一郎 印

令和　7年（ケ）第　　４８７号

物　件　目　録

１　所　　在　　豊中市春日町一丁目６番地

家屋　番号　　６番

種　　類　　居宅

構　　造　　木造瓦葺２階建

床　面　積　　１階　４０．０９平方メートル
２階　３９．６６平方メートル

（現況）

構　　造　　木造スレート葺２階建

床　面　積　　１階　約５８．６０平方メートル
２階　約５８．１７平方メートル

共有者　Ａ　持分４分の１
共有者　Ｂ　持分４分の１
共有者　Ｃ　持分４分の１
共有者　Ｄ　持分４分の１

２　所　　在　　豊中市春日町一丁目６番地

家屋　番号　　６番の２

種　　類　　居宅・倉庫

構　　造　　木造瓦葺３階建

床　面　積　　１階　４９．８４平方メートル
２階　５２．３９平方メートル
３階　２５．０３平方メートル

（現況）

構　　造　　木造スレート葺３階建

床　面　積　　１階　　４９．８４平方メートル
２階　　５２．３９平方メートル
３階　約４５．１９平方メートル

令和　7年（ケ）第　　４８７号

物　件　目　録

共有者　E　持分２分の１
共有者　F　持分２分の１

（別紙）

物件番号	前回の売却基準価額（円）	今回の売却基準価額（円）	一括売却
1	4,210,000	2,950,000	0
2	3,840,000	2,690,000	0
1,2	8,050,000	5,640,000	一括

（備　　考）

令和7年　（ケ）　第487号
令和8年4月17日　現地調査
令和8年6月14日　評　　価

大阪地方裁判所 第１４民事部　御中

評　　価　　書

（土地利用権等付建物）

評価人　不動産鑑定士

立 入 健 一 郎

第１　評価額

一　括　価　格	
金 8,050,000円	
内　訳　価　格	
物件１	金　　4,210,000円
物件２	金　　3,840,000円

１　一括価格は，物件１，２の各不動産について，一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

２　内訳価格は，配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は，民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって，求めるべき評価額は，一般の取引市場において形成される価格ではなく，一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること，買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと，引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること，目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。

２　評価は，目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり，調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は，原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は，民事執行法５８条４項に定める場合を除いて，公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については，ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	同左 ※ 構造は、木造スレート葺2階建。床面積については、特記事項参照。
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	同左 ※ 構造は、木造スレート葺3階建。床面積については、特記事項参照。

番号	特記事項
１・２	・物件1（目的建物）について、法務局備付の建物図面を基に現地概測したところ、現況と登記数量が異なり、その面積は1階が約58.60㎡（増築未登記部分：約18.51㎡(≒課税面積)）、2階が約58.17㎡（増築未登記部分：約18.51㎡(≒課税面積)）である（間取略図参照）。但し、正確には専門家による調査、測量等が必要である。 ・物件2（目的建物）について、法務局備付の建物図面を基に現地概測したところ、3階は現況と登記数量が異なり、その面積は約45.19㎡（増築未登記部分：約20.16㎡）である（間取略図参照）。但し、正確には専門家による調査、測量等が必要である。 ・物件1及び物件2は接着しており、建物内部において往来可能な状況にある。なお、物件1及び物件2は、借地権付建物である。 ・目的外土地（借地部分：5番1の一部）について、地番参考図、法務局備付の地積測量図及び建物図面、指定道路調書、市道明示図等を基に現地概測したところ、現況と契約数量（163.27㎡）は概ね一致した。但し、正確には専門家による調査、測量等が必要である。 ・目的建物は、容積率超過による違反建築物の可能性がある。但し、正確には専門家による調査、測量等が必要である。 ・物件1について、最先の賃借権設定の仮登記が存している。

第４　目的物件が存する敷地の位置・環境等

１　目的外土地の概況及び利用状況等（物件１及び物件２が存する敷地等）

位置・交通	阪急宝塚本線　豊中駅　北方　道路距離　約2.3km （別添「受命物件の位置図」参照） 阪急バス　桜井谷停留所　北東方　道路距離　約240m	
付近の状況	戸建住宅等が建ち並ぶ住宅地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第1種中高層住居専用地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	－
	その他の規制	第2種高度地区、宅地造成等工事規制区域
画地条件	規模	163.27㎡
	形状	ほぼ整形
	間口・奥行	間口約17m（南側）・奥行約9m（ほぼ中央部）
	高低差等	ほぼ平坦
接面道路の状況	南側	幅員約4m私道（建築基準法第42条1項5号）
	西側	幅員約4m市道（建築基準法第42条1項1号及び2項）
	接道状況	角地、ほぼ等高接面
土地の利用状況等	現況	居宅
	北側	戸建住宅
	東側	戸建住宅
	南側	道路
	西側	道路
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
	（注）供給処理施設における「あり」とは，対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下，「施設管」という。）が通っており，通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは，対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず，敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは，前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や，役場での確認事項に疑義がある場合等で，将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	土壌汚染の可能性の有無について、閉鎖登記簿及び旧土地台帳、過去の住宅地図からの土地利用履歴等によると目的土地については土壌汚染の端緒は認められなかった。 但し、土壌汚染の有無及びその内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。	
特記事項	土地賃貸借契約の概要 占有権原：賃借権 最初の契約等：不詳 現在の契約等：平成19年1月1日～令和8年12月31日（20年間） 地代：月額24,690円 敷金・保証金：無し	

2　建物の概況及び利用状況等

①　物件１

区　　分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日　　（登記記載）昭和38年1月15日新築 経過年数　　約63年 経済的残存耐用年数　　約0年	
仕　　様	構　造	木造
	屋　根	スレート葺
	外　壁	吹付タイル等
	内　壁	ビニールクロス等
	天　井	ビニールクロス、石膏ボード等
	床	フローリング、畳等
	設　備	電気、給排水設備等
	その他	特になし
床面積（現況）	延　約116.77㎡ 増築未登記部分は、各階とも約18.51㎡である。	
現況用途等	階　層	２階建
	現況用途	居宅
	間取り	４ＬＤＫ（ＬＤ：2ヶ所）
品　　等	劣る	
保守管理の状態	やや劣る	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり	
特記事項	・1階で犬（一匹）が飼育されていた。 ・トイレは、存在しない。 ・目的建物の建築時期、構造、用途等より、アスベスト含有建材の使用の可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の有無等、詳細については専門調査機関による分析調査を要する。	

② 物件２

区　　分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日　（登記記載）昭和41年6月30日新築 経過年数　約60年 経済的残存耐用年数　約0年	
仕　　様	構　造	木造
	屋　根	スレート葺
	外　壁	吹付タイル等
	内　壁	ビニールクロス、合板等
	天　井	ビニールクロス、合板等
	床	フローリング、畳等
	設　備	電気、給排水設備等
	その他	特になし
床面積（現況）	延 約147.42㎡ 増築未登記部分は、約20.16㎡（3階：洋室）である。	
現況用途等	階　層	３階建
	現況用途	居宅・倉庫
	間取り	４ＤＫ＋物置＋倉庫（2箇所）
品　　等	劣る	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり	
特記事項	・2階南東側和室の天井に、雨漏りによる損傷が見られた。 ・目的建物の建築時期、構造、用途等より、アスベスト含有建材の使用の可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の有無等、詳細については専門調査機関による分析調査を要する。	

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

①　物件１及び物件２が存する敷地（借地）

目的外土地の建付地価格等を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格（円／㎡）ア	個別格差 イ	地積（㎡）ウ	建付減価 エ	建付地価格等（円）（千円未満四捨五入）オ（ア×イ×ウ×エ）
借地(物件1)	191,000	1.07	約86.20	0.90	15,855,000
借地(物件2)	191,000	1.07	約77.07	0.90	14,175,000
合計			163.27		30,030,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 豊中-49

公示価格等	時点修正	標準化補正	地域格差	標準画地価格
189,000円／㎡	× 101.7/100	× 100/105	× 100/96	＝ 191,000円／㎡

◇時点修正：　公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位 ※1	規模	形状 ※2	その他	総合（相乗積）
1.07	1.00	0.98	1.00	1.05

※1：角地（南及び東向き）　※2：やや不整形

◇地域格差：

街路 ※1	接近	環境 ※2	行政	総合（相乗積）
1.01	1.00	0.95	1.00	0.96

※1：道路種類　※2：居住環境

イ 個別格差：

	接面・方位 ※	規模	形状	その他	総合（相乗積）
宅地部分	1.07	1.00	1.00	1.00	1.07

※ 角地（南・西向き）

ウ 地積：契約数量による。物件1及び物件2の建築面積比（58.60㎡：52.39㎡）により按分した。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

②　物件１（建物）

目的建物の再調達原価を，建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて，建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価（円／㎡）ア	現況延面積（㎡）イ	現価率 ウ	建物の価格（円）（千円未満四捨五入）エ（ア×イ×ウ）
1	180,000	約116.77	0.02	420,000

ウ 現価率

経過年数	約63年
経済的残存耐用年数	約0年
観察減価	65%
残価率	5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し，現価率を査定した。

現価率＝｛残価率5％＋（１－0.05）×経済的残存耐用年数0年／（経過年数63年＋経済的残存耐用年数0年）｝×（１－0.65）

＝ 0.02

※ 観察減価は中古建物に係る市場の特性及び保守管理の状態等を考慮して査定した。

③　物件２（建物）

目的建物の再調達原価を，建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて，建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価（円／㎡）ア	現況延面積（㎡）イ	現価率 ウ	建物の価格（円）（千円未満四捨五入）エ（ア×イ×ウ）
2	180,000	約147.42	0.02	531,000

ウ 現価率

経過年数	約60年
経済的残存耐用年数	約0年
観察減価	70%
残価率	5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し，現価率を査定した。

現価率＝｛残価率5％＋（１－0.05）×経済的残存耐用年数0年／（経過年数60年＋経済的残存耐用年数0年）｝×（１－0.7）

＝ 0.02

※ 観察減価は中古建物に係る市場の特性及び保守管理の状態等を考慮して査定した。

2　評価額の判定

前記により求めた建物価格に土地利用権等価格を加算し，さらに競売市場修正等を施して，下記のとおり評価額を求めた。

①　土地利用権等価格

物件番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） （千円未満四捨五入） ウ（ア×イ）
借地(物件1)	15,855,000	0.50	賃借権	7,928,000
借地(物件2)	14,175,000	0.50	賃借権	7,088,000

②　評価額

物件番号	基礎となる価格（円） （1②エ） ア	土地利用権等価格の加算（円） （2①ウ） イ	占有減価 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	その他の控除減価(敷金等)（円） カ	評価額（円） （万円未満四捨五入） キ〔（ア＋イ）×ウ×エ×オ－カ〕
1	420,000	＋ 7,928,000	1.00	0.72	0.70	0	4,210,000
2	531,000	＋ 7,088,000	1.00	0.72	0.70	0	3,840,000
一括価格（合計）							8,050,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

目的物件は借地権付建物であり、市場性に劣る点（0.80）及び容積率超過による違反建築物の可能性（0.90）を考慮し、市場性修正を行った（相乗積）。

オ 競売市場修正

「第２ 評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ，競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価（敷金等）

本件の場合不要。

第６　参考価格資料

１ 地価公示 豊中-49

所　　在　：大阪府豊中市桜の町5丁目58番1 「桜の町5-9-15」
価　　格　：189,000円／㎡
位　　置　：阪急宝塚本線 豊中駅 北方 2.3㎞（道路距離）
価格時点　：令和8年1月1日
地　　積　：209㎡
供給処理施設　：水道，ガス，下水
接面街路　：南 4m市道
用途指定等　：第1種中高層住居専用地域（建ぺい率60％，容積率200％）
地域の概要　：中規模一般住宅が多い既成住宅地域

２ 固定資産税評価額 （令和7年度）

物件１　：　704,594円
　　：　357,213円 （未登記）
物件２　：　1,086,393円

第７　附属資料

１ 受命物件の位置図
２ 公図（写）
３ 地積測量図（写）
４ 建物図面・各階平面図（写）
５ 土地建物位置関係図
６ 間取略図

以　上

令和　7年（ケ）第　　４８７号

物　件　目　録

１　所　　在　　豊中市春日町一丁目６番地

家屋　番号　　６番

種　　類　　居宅

構　　造　　木造瓦葺２階建

床　面　積　　１階　４０．０９平方メートル
２階　３９．６６平方メートル

共有者　Ａ　持分４分の１
共有者　Ｂ　持分４分の１
共有者　Ｃ　持分４分の１
共有者　Ｄ　持分４分の１

２　所　　在　　豊中市春日町一丁目６番地

家屋　番号　　６番の２

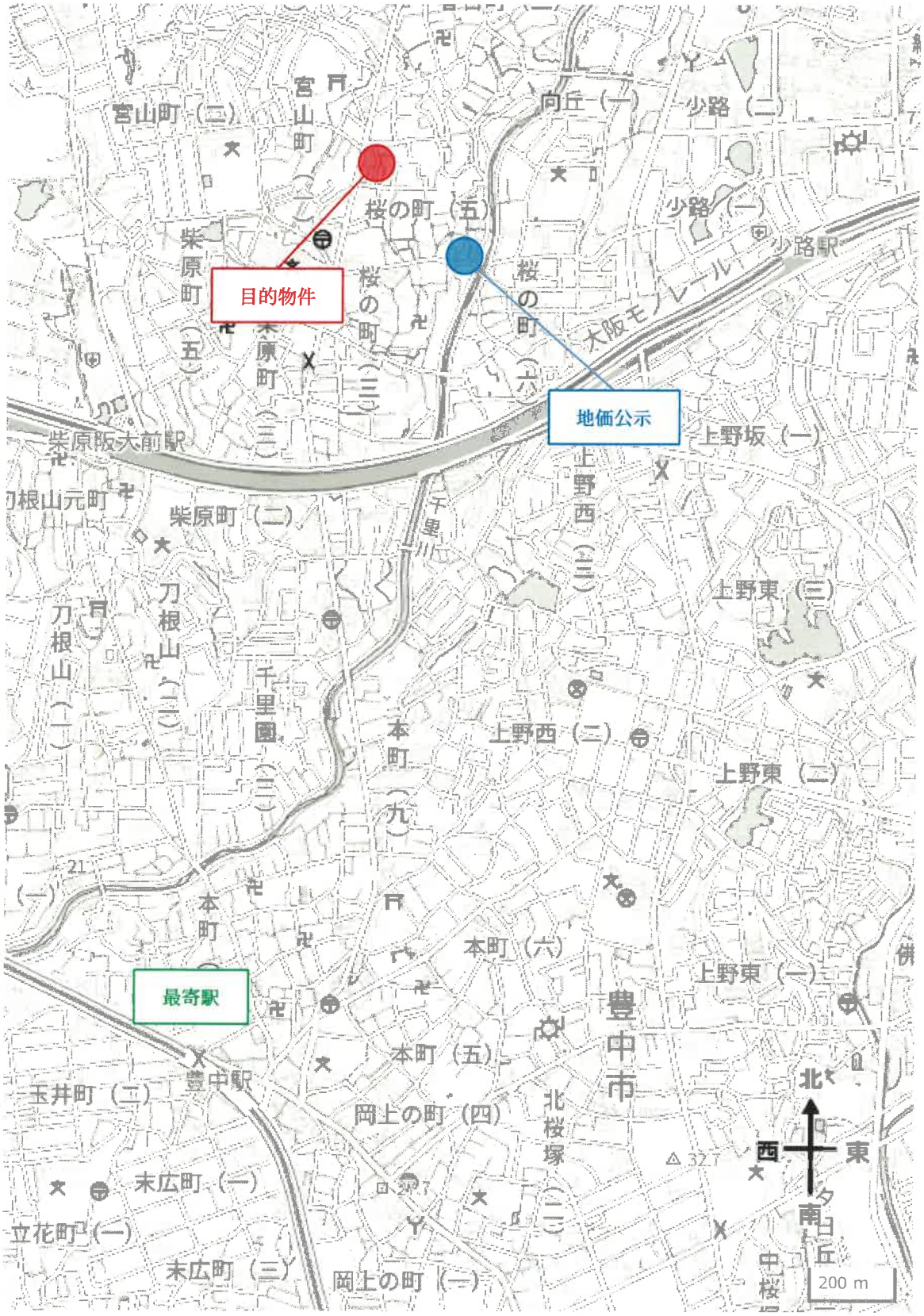
種　　類　　居宅・倉庫

構　　造　　木造瓦葺３階建

床　面　積　　１階　４９．８４平方メートル
２階　５２．３９平方メートル
３階　２５．０３平方メートル

共有者　Ｅ　持分２分の１
共有者　Ｆ　持分２分の１

【受命物件の位置図】





（注）地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出	春日町１丁目

請求部分	所在	豊中市春日町一丁目				地番	5番1		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日（原図）		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

（大阪法務局池田出張所管轄）

令和7年5月26日

大阪法務局

登記官

請求番号：25-1

(1/1)

登記年月日：平成25年3月29日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

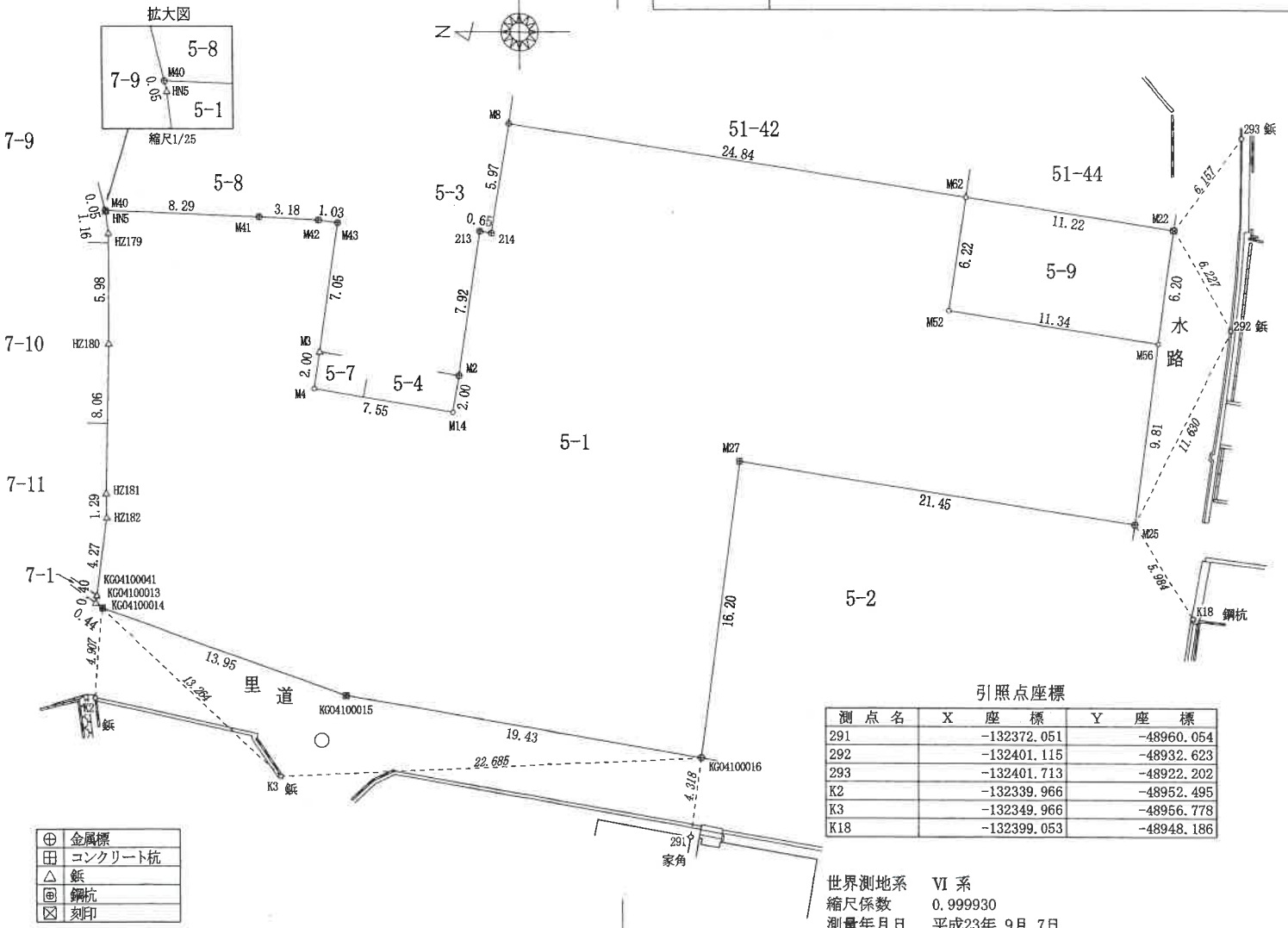
（大阪法務局池田出張所管轄）

令和7年5月26日　大阪法務局　登記官

地積測量図

地番	5-1, -9
土地の所在	豊中市春日町一丁目

(1/2)



引照点座標

測点名	X座標	Y座標
291	-132372.051	-48960.054
292	-132401.115	-48932.623
293	-132401.713	-48922.202
K2	-132339.966	-48952.495
K3	-132349.966	-48956.778
K18	-132399.053	-48948.186

⊕	金属標
田	コンクリート杭
△	鈑
⊕	鋼杭
☒	刻印

世界測地系　VI系
縮尺係数　0.999930
測量年月日　平成23年 9月 7日

作製者	（平成　25 年　3 月　26 日作製）	申請人		縮尺	1/250

A3からA4に縮小

請求番号：25-2　(1/2)

登記年月日：平成25年3月29日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（大阪法務局池田出張所管轄）
令和7年5月26日　大阪法務局

登記官

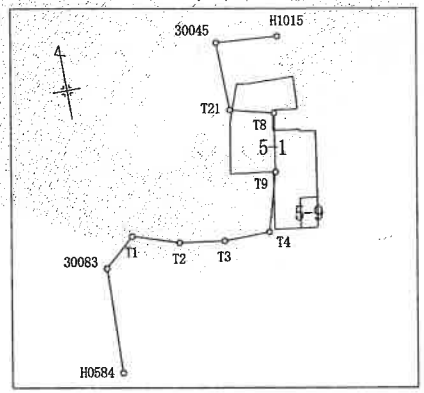
－14－

地番	5-1,-9
土地の所在	豊中市春日町一丁目

地積測量図

(2/2)

基準点位置図 縮尺1/2000



基準点及び器械点座標

測点名	X座標	Y座標	杭属性
30045	-132323.480	-48952.375	豊中市3級基準点
30083	-132399.358	-49007.527	豊中市3級基準点
H0584	-132438.557	-49008.631	豊中市4級基準点
H1015	-132325.122	-48929.334	豊中市4級基準点
T1	-132389.170	-48996.280	新設多角点(鋲)
T2	-132394.586	-48979.241	新設多角点(鋲)
T3	-132396.867	-48962.454	新設多角点(鋲)
T4	-132396.583	-48945.263	新設多角点(鋲)
T8	-132353.206	-48935.577	新設多角点(鋲)
T9	-132374.900	-48938.959	新設多角点(鋲)
T21	-132349.122	-48951.761	新設多角点(鋲)

座標求積表

地番	5-1		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
KG04100041	-132340.086	-48946.933	-30396.045393
KG04100013	-132340.032	-48947.334	14635.252866
KG04100014	-132340.385	-48947.605	658981.606115
KG04100015	-132353.495	-48952.393	1578420.959892
KG04100016	-132372.629	-48955.774	1041974.693816
M27	-132374.779	-48939.712	1142448.636928
M25	-132395.973	-48943.055	1100729.306950
M56	-132397.269	-48933.328	-484880.347152
M52	-132386.064	-48931.561	-502233.542104
M62	-132387.005	-48925.404	-1154003.504148
M8	-132362.477	-48921.473	-1247693.247392
214	-132361.501	-48927.369	-79311.265149
213	-132360.856	-48927.265	-88802.985975
M2	-132359.686	-48935.103	-74136.681045
M14	-132359.341	-48937.075	-380975.128875
M4	-132351.901	-48935.773	-349058.868809
M3	-132352.208	-48933.794	64592.608080
M43	-132353.221	-48926.811	-587.121732
M42	-132352.196	-48926.662	-205981.247020
M41	-132349.011	-48926.491	-561529.357207
M40	-132340.719	-48926.140	-405010.586920
HN5	-132340.733	-48926.197	7094.298565
HZ179	-132340.864	-48927.353	5235.226771
HZ180	-132340.840	-48933.341	-11401.468453
HZ181	-132340.631	-48941.400	-9152.041800
HZ182	-132340.653	-48942.692	-26673.767140
		倍面積	2285.403669
		面積	1142.7018345
		地積	1142.70 ㎡

地番	5-9		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
M52	-132386.064	-48931.561	502233.542104
M56	-132397.269	-48933.328	588423.269200
M22	-132398.089	-48927.180	-502188.575520
M62	-132387.005	-48925.404	-588327.983100
		倍面積	140.252684
		面積	70.1263420
		地積	70.12 ㎡

合計　1212.8281765

作製者	（平成　25 年　3 月　26 日作製）	申請人		縮尺	1/

請求番号：25-2　(2/2)

A3からA4に縮小

登記年月日：昭和38年7月5日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（大阪法務局池田出張所管轄）
令和7年5月26日　大阪法務局　登記官

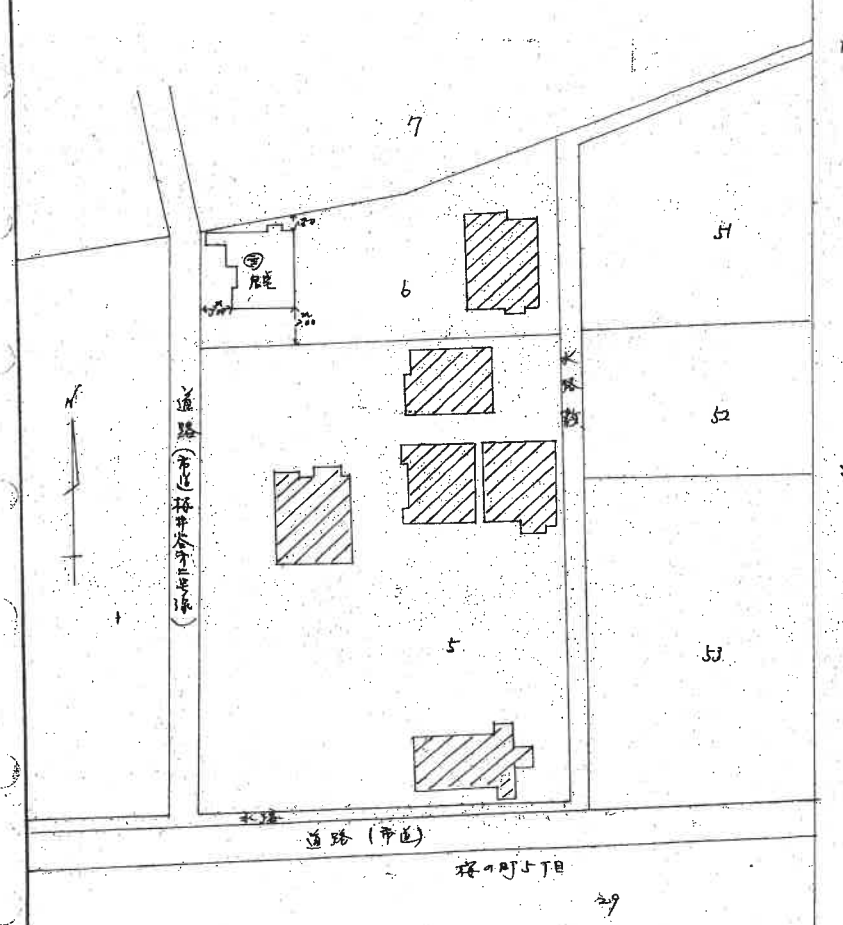
建物図面　各階平面図

38.7.5

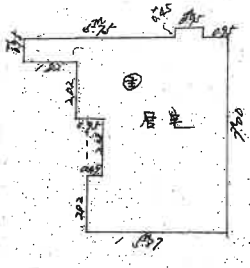
家屋番号	6
建物の所在	豊中市春日町1－6

116427

作製年月日	昭和参拾八年六月拾五日
作製者	



壱階



求積算式

㊀木造亢葺弐階建居宅

壱階
0.95 × 0.45 ＝ 0.4275
7.65 × 0.95 ＝ 7.2675
5.83 × 2.02 ＝ 11.7766
4.88 × 2.01 ＝ 9.8088
5.37 × 2.02 ＝ 10.8474
合　計　40.1278

坪換算 40.1278 × 0.3025 ＝ 12.13865950
坪数 12坪13

弐階



弐階
7.65 × 0.95 ＝ 7.2675
5.83 × 2.02 ＝ 11.7766
5.37 × 2.01 ＝ 10.7937
4.88 × 2.02 ＝ 9.8576
合　計　39.6954

坪換算 39.6954 × 0.3025 ＝ 12.00785585
坪数 12坪00

申請人	

縮尺	1/300

（全国土地家屋調査士会連合会用紙）

縮尺	1/200

A3からA4に縮小

請求番号：29-1

登記年月日：昭和41年11月24日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（大阪法務局池田出張所管轄）
令和7年5月26日　大阪法務局
登記官

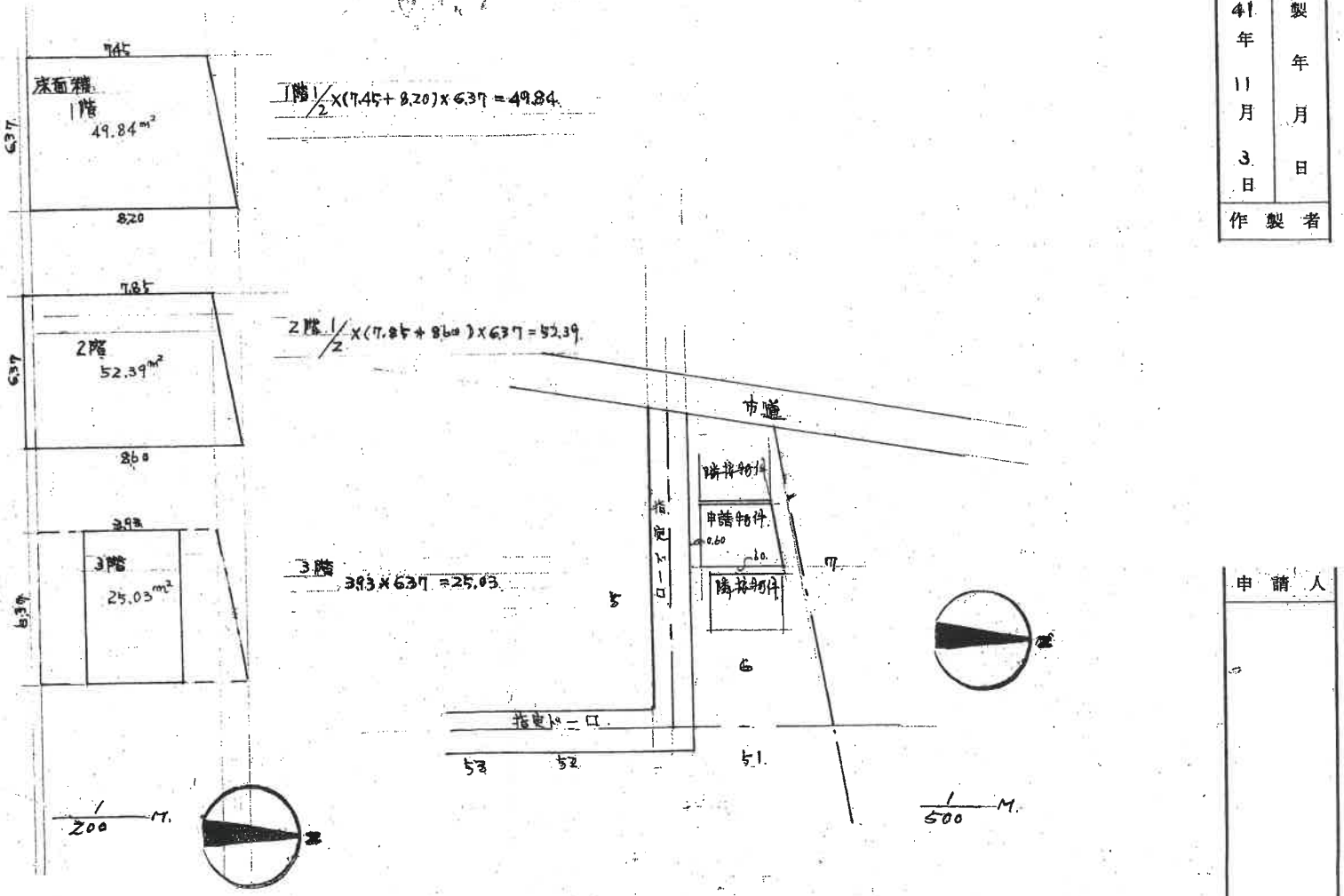
建物図面
各階平面図

調 41.11.24

家屋番号	6～2
建物の所在	豊中市春日町1丁目6番地

116429

昭和41年11月3日	作製年月日
作製者	



縮尺	1/

（全国土地家屋調査士会連合会用紙）

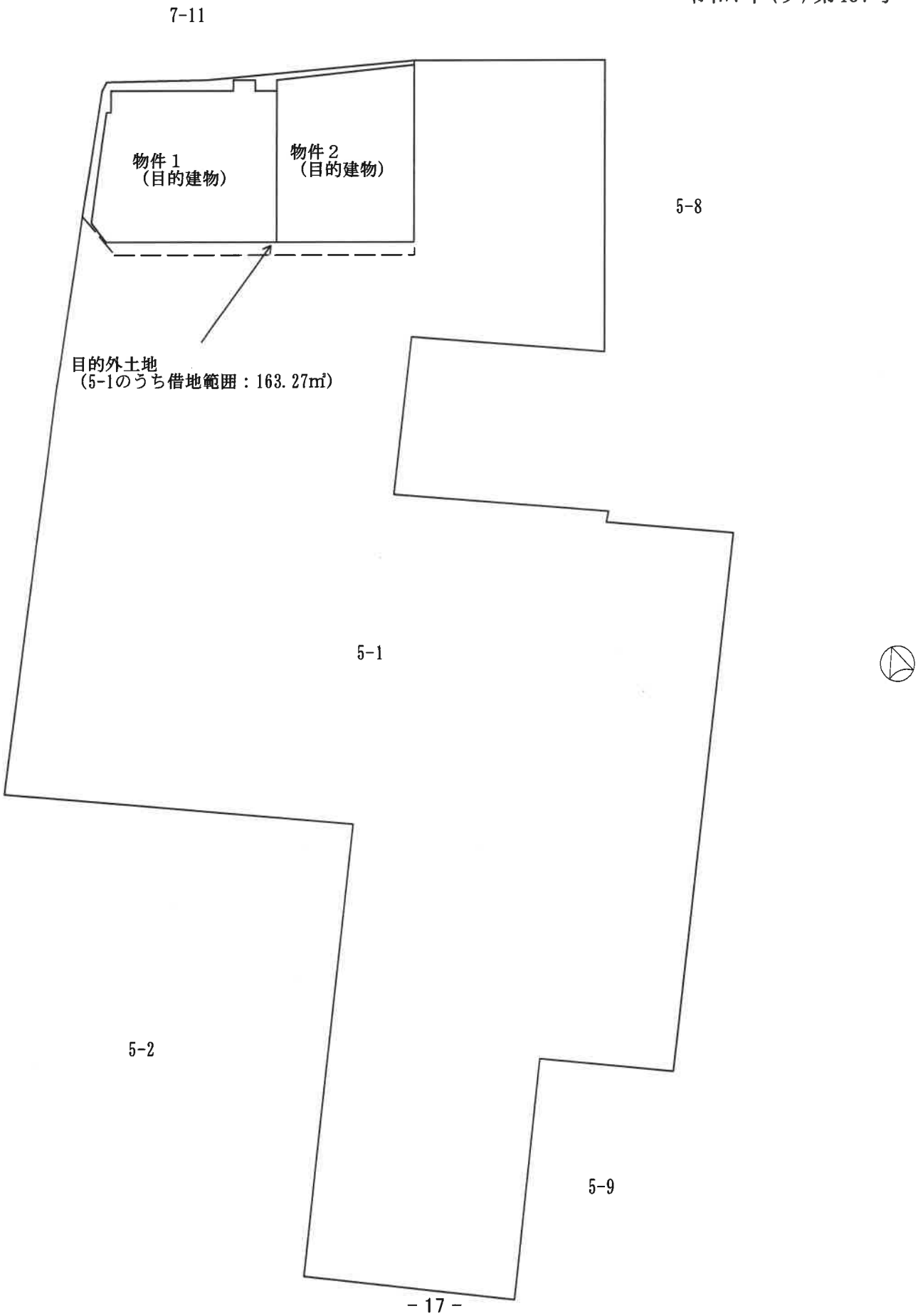
申請人

A3からA4に縮小

請求番号：25-3

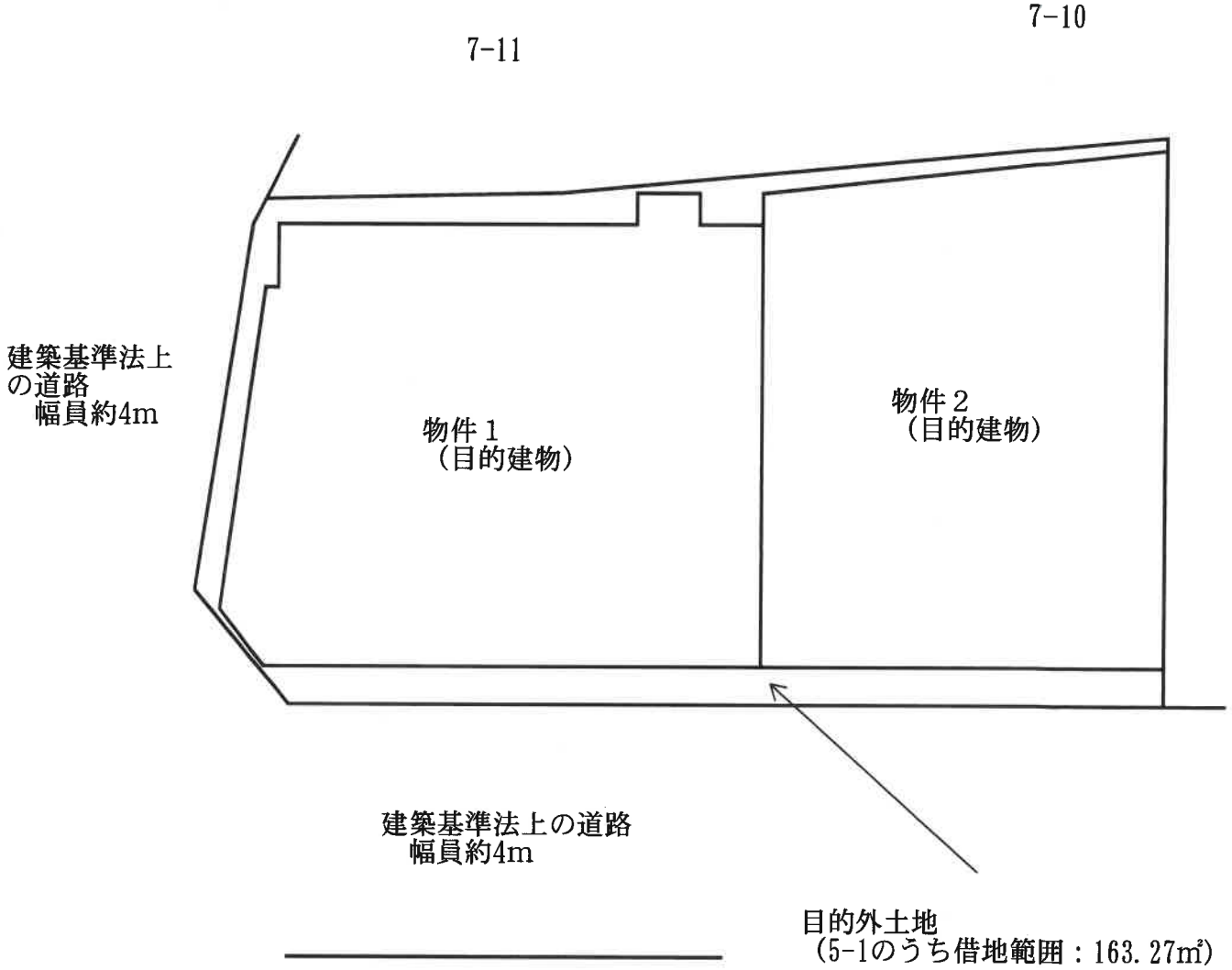
【土地建物位置関係図：目的外土地(5-1)全体図】

令和7年(ケ)第487号



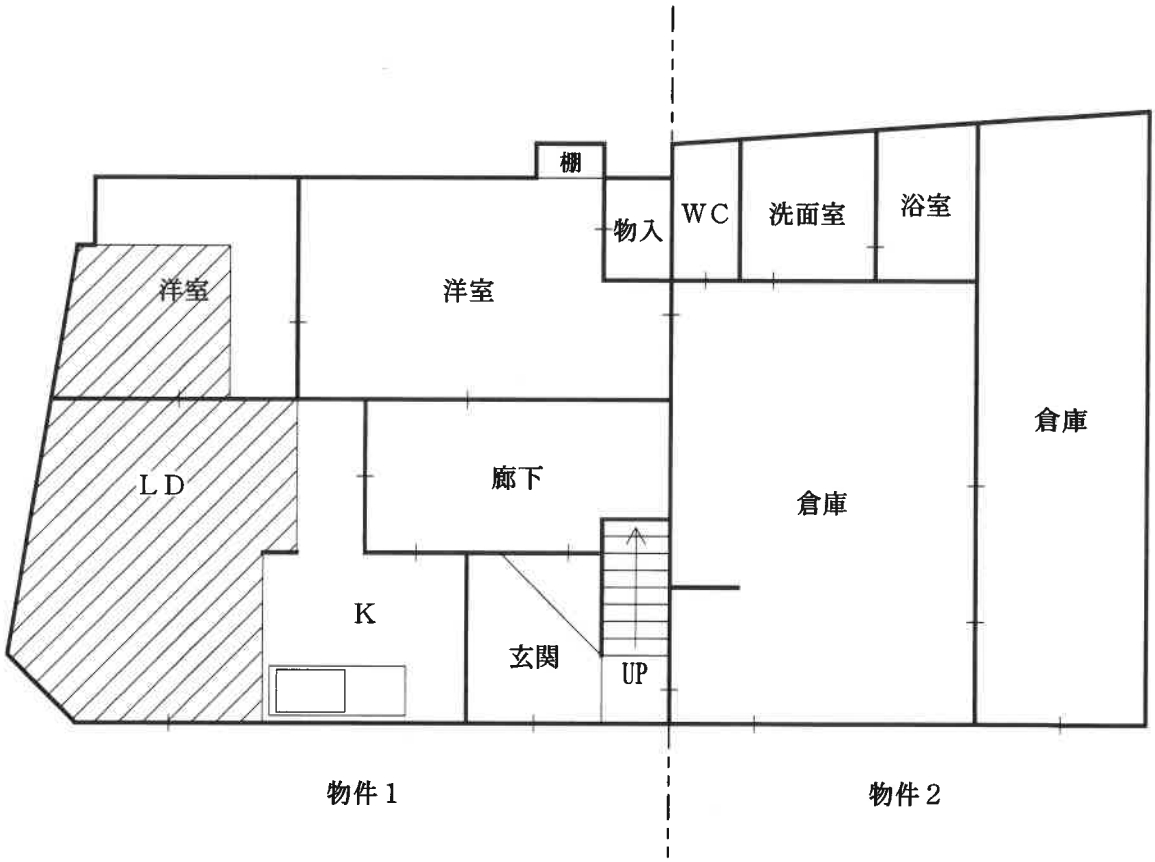
【土地建物位置関係図】

令和7年(ケ)第487号



【間取略図：1階】

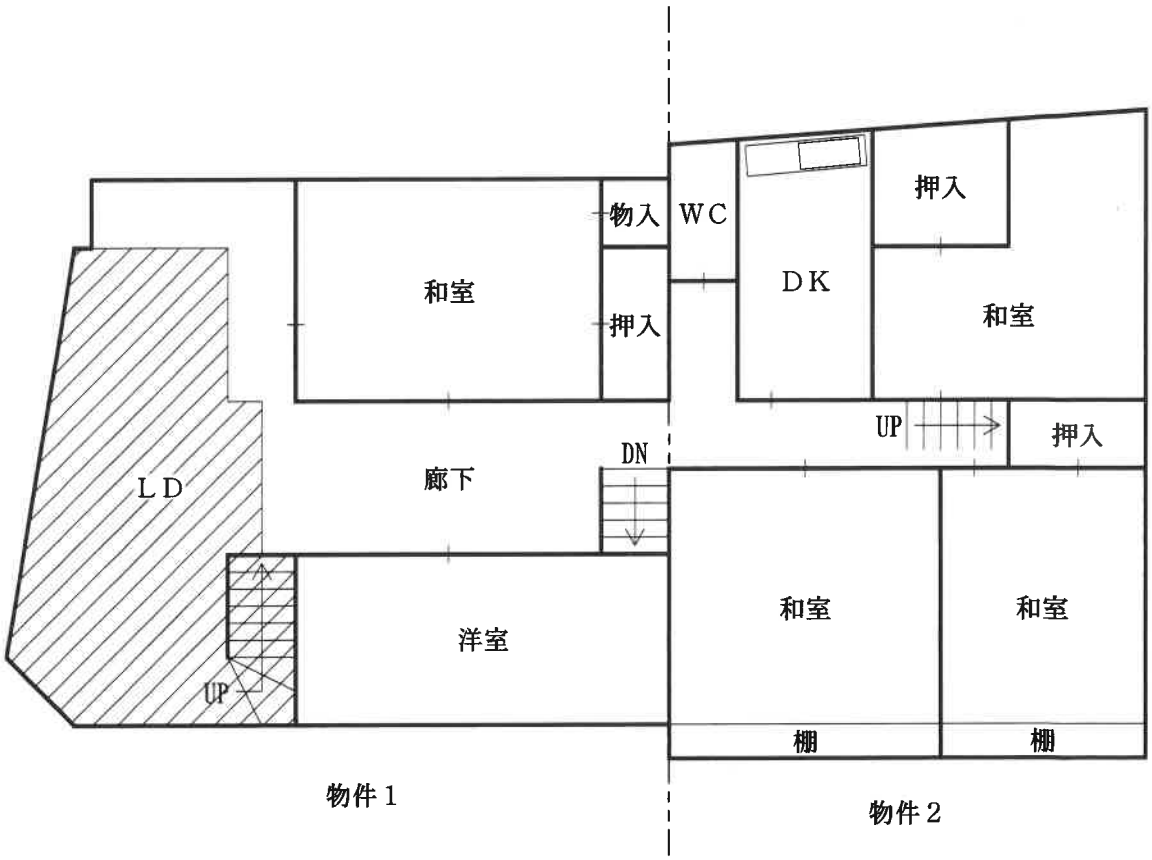
令和7年（ケ）第487号



▨ …… 増築未登記部分（物件1：約18.51㎡）

【間取略図：2階】

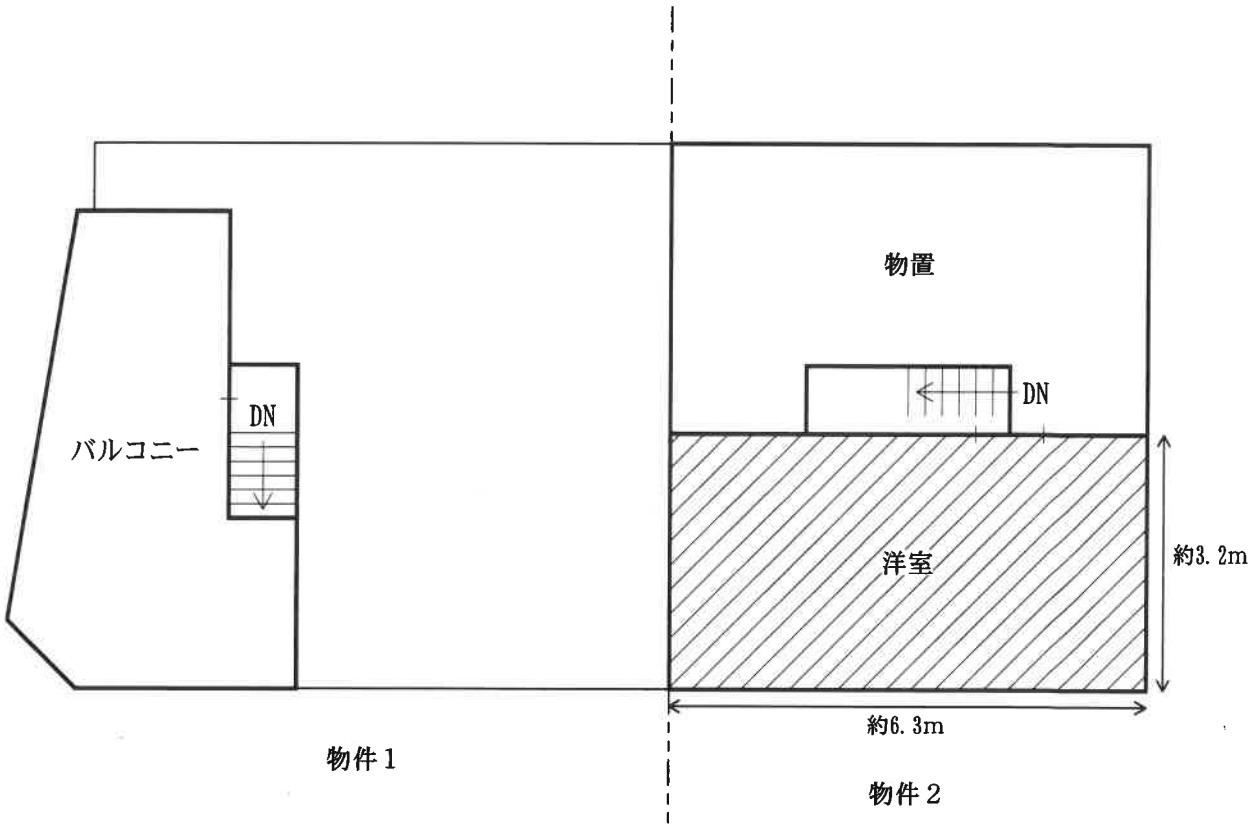
令和7年（ケ）第487号



…… 増築未登記部分（物件1：約18.51㎡）

【間取略図：3階・屋上】

令和7年(ケ)第487号



▨ …… 増築未登記部分（物件2：約20.16㎡）